

新聞・ダンボール・雑誌・本・雑がみ

各種類ごとにまとめて、集団回収・各行政センター(尾島行政センターを除く)・各生涯学習センターの資源倉庫に出してください。

【新聞・ダンボール・雑誌・本の出し方】

ひも等でしばって出してください。



【雑がみの出し方】

※マークのある容器包装類など。

雑がみは、紙袋にまとめるか、ひも等でしばって出してください。



使用済小型家電

●回収場所：太田市役所、尾島庁舎、新田庁舎、各行政センター・各生涯学習センター



- 投入されたものは返却できません。
- 電池・充電電池は取り外してください。(外れない場合はつけたまま出してください。)
- 個人情報(住所)は消去してください。
- 分解しないでください。
- 家庭から排出されたものに限ります。

※施設1階に設置した専用回収ボックスに出してください。
●回収品目：縦15cm×横30cmの投入口に入るもの

廃食用油回収

●回収場所：各行政センター(尾島行政センターを除く)・各生涯学習センター



- ①油を冷ます
- ②容器に入れる
- ③しっかりフタをする

●出し方
ペットボトルや油の容器に入れて、廃食用油回収BOXへ出してください。

【ご注意】

- 家庭から出た廃食用油(植物性)に限ります。
- 容器ごと回収するので、容器が一杯になってから出してください。
- 未使用の油は、元の容器のまま出してください。
- 異物(天かすなど)はできるだけ取り除いてください。

インクジェットカートリッジ

●回収場所：太田市役所、尾島庁舎、新田庁舎、各行政センター・各生涯学習センター



- 各施設に設置した専用回収ボックスに出してください。
- 回収品目：全メーカーのインクジェットカートリッジ(リサイクルカートリッジも回収できます。)

【注意】トナーは出さないでください!!
※レーザー方式の複合機やプリンターで使用されているトナーカートリッジ
販売店の回収ボックスか専門業者へお願いします。

市では処理できない主なごみ

- 販売店・専門業者等へ処理を依頼してください。
- ごみステーションには絶対に出さないでください。
- 処分方法が分からない場合は、お問い合わせください。

主なごみ

耐火金庫、ピアノ、タイヤ、ホイール、バッテリー、農業用資材、自動車(部品含む)、オートバイ、農薬、医療機器(注射針含む)、ボウリングの玉、土、砂、灰、コンクリート、石、ブロック、塗料、燃料、オイル、灯油、機械油、プロパンガスボンベ、火薬類、除湿機(冷媒のもの)、石膏ボード、建築廃材(業者が施工したもの、日曜大工(DIY)で発生したもの)



直接搬入できない対象品目一覧表と処理方法
(太田市外三町広域清掃組合ホームページより)



消火器

消火器はメーカー団体によるリサイクルが行われています。詳しくはホームページをご覧ください。
※受け時間：午前9時～正午、午後1時～5時、土曜日・日曜日・祝日を除く



群馬県内リサイクル窓口
(消火器リサイクル推進センターHPより)
TEL:03-5829-6773 HP:https://www.ferpc.jp/accept/



家電リサイクル対象品

- ①家電販売店へ依頼する。(リサイクル料金、運搬料金が必要)
※購入したお店や買い替え時に引取りを依頼する。
- ②処分業者(市許可業者)へ依頼する。(リサイクル料金、収集運搬料金が必要)
一般社団法人環境適正推進協会
※東金属(株)内 太田市新田反町131 TEL:0276-56-1140
※上記場所への直接搬入も可能です。ブラウン管テレビは対象外です。
- ③郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ自己搬入する。
県内の指定引き取り場所は、家電リサイクルセンターのホームページから検索できます。



【問い合わせ先】家電リサイクル券センター
TEL:0120-319640 HP:https://www.rkc.aeha.or.jp/



家庭系パソコン

- ①PCマークのあるものは各メーカーのパソコンリサイクル窓口へ回収を依頼する。
※ノートパソコンで、使用済小型家電回収ボックスに入る大きさのものは、回収ボックスに出すこともできます。
- ②回収ボックスに入らない大きさのものや、PCマーク無しものはリサイクルプラザへ直接搬入することもできます。
- ③宅配便を利用した回収をリネットジャパンへ依頼する。
インターネット(https://www.renet.jp)で回収を申し込みます。
※宅配業者がご希望の日時に回収に伺います。パソコン本体を含む場合、1箱分の料金が無料になります。小型家電・周辺機器も一緒に回収できます。
※詳しくはリネットジャパンホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】パソコン3R推進協会
TEL:03-5282-7685 HP:https://www.pc3r.jp/



直接搬入のご案内と お問い合わせ先

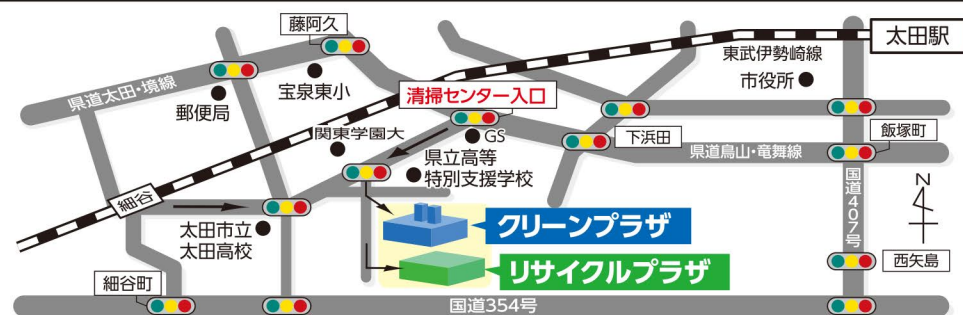
【受付時間】・月曜～金曜日/午前8時30分～正午 午後1時～4時45分
・土曜日/午前8時30分～正午

【定休日】日曜日・祝日・休日及び
12月31日～1月3日

※年末(12月29日・30日)の受付時間は、「広報おた」等でご確認ください。

直接搬入時の処理料金は、
家庭からのごみは10kgあたり130円、
事業所からのごみは10kgあたり200円です。
※お支払いは現金のみとなります。

- ・時間には余裕を持ってお出かけください。
- ・粗大ごみについて、長辺が2.5mまでの物は搬入が可能です。
- ・品目によっては、搬入量の制限があります。(例：畳、ふとんなど)
- ・搬入をするときは、それぞれのごみをあらかじめ種類別に分けておいてください。
- ・剪定枝は「長さ60cm、太さ10cm以下」にしてお持ちください。(根は出せません)



直接搬入のご案内

もえるごみの搬入 → クリーンプラザ

もえないごみ・粗大ごみ・資源ごみ・危険ごみの搬入 → リサイクルプラザ

太田市外三町広域清掃組合のお問い合わせ先
太田市細谷町604-1 TEL.0276(33)7980



各種お問い合わせ先

ごみステーション関係・粗大ごみ戸別収集
道路上の犬猫等動物死体回収
資源回収報奨金・生ごみ処理槽等助成金
ごみの分け方と出し方の案内等
一般廃棄物処理業許可関係

清掃事業課のお問い合わせ先
太田市細谷町604-1 TEL.0276(31)8153



事業系ごみについて

●ごみステーションには絶対に出さないでください。

事業系一般廃棄物(産業廃棄物を除く)

商店・事業所・飲食店・農業などで発生したごみは、地域のごみステーションに出すことはできません。

- 事業系一般廃棄物は、クリーンプラザまたはリサイクルプラザに直接搬入してください。※事業系ごみ処理手数料は10kgあたり200円です。
- 自ら搬入できない場合は、本市の一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可業者に依頼してください。※太田市ホームページをご覧ください。
- 事業系ごみの中には市では処理できないものがあります。搬入についてのお問い合わせは、左記(太田市外三町広域清掃組合)までお願いいたします。

産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物)

市で処理できませんので、クリーンプラザ、リサイクルプラザへの受け入れも不可となります。専門業者等へ処理を依頼してください。

- 【廃プラスチック】 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず、タイヤ、塩ビ管、ビニールシート、発泡スチロール、プラスチック製容器、農業用ビニールなど
- 【金属くず】 スチール机、スチールロッカー、トタン、アルミサッシ枠、鉄骨など
- 【ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず】 コップ、蛍光灯、茶瓶、コンクリートブロック、窓ガラス、タイル、瓦など
- 【その他】 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ゴムくず、鋸ざり、がれき類、ばいじん、動物系固形不要物、汚泥のコンクリート固形化物など

混ぜればごみ!分ければ資源! 分別のご協力をお願いします!